

## 議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 派遣場所 坂東市
- 2 派遣目的 県道土浦坂東線整備促進期成同盟会総会へ議員を派遣し、情報交換等を図る。
- 3 派遣期間 令和 7 年 6 月 25 日（水）
- 4 調査項目 (1) 令和 6 年度事業報告について  
(2) 令和 6 年度歳入歳出決算について  
(3) 令和 7 年度事業計画（案）について  
(4) 令和 7 年度歳入歳出予算（案）について
- 5 派遣議員 高野 文男
- 6 派遣経費 なし

令和 7 年 5 月 30 日 決定

つくば市議会議長 黒田 健祐